

報 告 第 2 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 2 号

損害賠償の額の決定について

文化施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年9月29日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 10万8,416円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和3年8月27日午後0時45分頃、新居浜市高齢者生きがい創造学園駐車場（上原二丁目8番1号）において、樹木の枝が停車中の普通自動車に落下し、車両を損傷した。